

大蔵委員会議録 第五十一号

昭和二十七年四月十六日(水曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長代理 理事小山 長規君

理事奥村又十郎君 理事佐久間 徹君

理事内藤 友明君 理事松尾トシ子君

淺香 忠雄君 門脇勝太郎君

川野 芳満君 島村 一郎君

夏堀源三郎君 三宅 則義君

武藤 嘉一君 早稻田柳右二門君

高田 富之君 深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君

大蔵事務官(日本 久米 武文君

専売公社監理官) 大蔵事務官(主 佐藤 一郎君

計局法規課長) 大蔵事務官(主 北島 武雄君

大蔵事務官(主 石田 正君

税局税関部長) 大蔵事務官 (理財局長) 内田 常雄君

大蔵事務官 (理財局長) 大蔵事務官 (管財局長)

委員外の出席者

大蔵事務官(理財 横山 正臣君

財局管理課長) 大蔵事務官(管財 堀口 定義君

局閉鎖機関課長) 専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

四月十六日

委員宮原幸三郎君辭任につき、その

補欠として水田三喜男君が議長の名

で委員に選任された。

同日

委員水田三喜男君辭任につき、その

補欠として宮原幸三郎君が議長の名

で委員に選任された。

第一類第六号

大蔵委員会議録第五十一号

昭和二十七年四月十六日

四月十五日

国有財産法第十三條の規定に基き、

国会の議決を求めるの件(内閣提

出、議決第一号)

同日

銀行従業員の給與に対する大蔵省の

干渉及び統制の排除に関する請願

(深澤義守君紹介)(第二二五六号)

未復員者給與法の療養期間延長を特

例患者に適用等の請願(堤ツルヨ君

紹介)(第二二六七号)

同(堀川恭平君紹介)(第二二三〇

号)

七宝焼製品に対する物品税撤廃の請

願(江崎眞澄君紹介)(第二二一五

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四三三号)

關稅法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一四四四号)

特別調達資金設置令の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一四八八号)

地方公共団体職員給與改善のため

の地方公共団体に対する国の貸付金

に係る債務の免除等に関する法律案

(内閣提出第一五三三号)

国立病院特別會計所屬の資産の譲渡

等に関する特別措置法案(内閣提出

第一六三三号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基く行政協定の

實施に伴うたばこ専賣法等の臨時特

例に関する法律案(内閣提出第一六

五五号)

補助貨物運賃等取締法臨時特例案

(參議院提出、參法第二二二号)

貴金屬管理法案の一部を改正する法律

案(内閣提出第一二九号)(予)

○小山委員長代理 これより會議を開

きます。

議案の審査に入ります前に、連合審

査會開會の件についてお諮りいたしま

す。目下本委員會で審査中の国有財産

特別措置法案につきまして、決算委員

會より連合審査會を開いてほしい旨の

申出がありました。右法案について

決算委員會と連合審査會を開くことに

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小山委員長代理 御異議ないよう

でありますから、さう決定いたしま

す。

なお本案につきましては、通産委員

會及び地方行政委員會とも連合審査會

を開くことになつておりますので、こ

れに決算委員會を加え、四委員會合同

して審査を行いたいと存じます。それ

から連合審査會開會の日時等につきま

しては、委員長に御一任願いたいと存

じます。

○小山委員長代理 次に去る四日本委

員會に付託されました、地方公共団

体職員給與改善のための地方公共団体

に対する国の貸付金に係る債務の免除

等に関する法律案、及び去る十日付託

されました国立病院特別會計所屬の資

産の譲渡等に関する特別措置法案の両

案を一括議題として、政府当局より提

案趣旨の説明を聴取いたします。西村

大蔵政務次官。

地方公共団体職員給與改善のため

の地方公共団体に対する国の貸

付金に係る債務の免除等に関する

法律案

地方公共団体職員給與改善の

ための地方公共団体に対する国

の貸付金に係る債務の免除等に

關する法律

(政府貸付金の免除)

第一條 国が、地方公共団体の支弁

に係る職員給與の支拂の財源に

充てるため、昭和二十二年一

會計予算のうち、地方公共団体職員

特別一時手当資金貸付金及び地方

公共団体職員給與特別措置資金貸

付金の項に係る部分に基き支出し

た地方公共団体に對する貸付金に

係る債務(当該貸付金の利子に係

る債務を含む。以下「政府貸付金

等に係る債務」という。のうち、

昭和二十四年度以降において償還

すべきものでこの法律施行の際ま

でに償還されていないもの(以下

「政府貸付金等に係る未償還債

務」とい。昭和二十一年度分以

前の旧地方分與稅法(昭和十五年

法律第六十一号)第一條に規定す

る還付稅でこの法律施行の際まで

に当該地方公共団体に還付されて

いないものがあるときは、当該債

務の額からその還付されていない

還付稅の額を控除した残額に相当

する政府貸付金等に係る未償還債

務に限る。は、免除する。

(還付稅債權と政府貸付金債權と

の對等額の消滅)

第二條 前條に規定する還付されて

いない還付稅に係る地方公共団体

の債權は、この法律施行の際消滅

し、当該地方公共団体は、当該地

方公共団体についての政府貸付金

等に係る債務のうち当該還付稅の

額に相當するものを免れる。

(基準財政需要額の特別)

第三條 政府貸付金等に係る債務の

うち昭和二十四年度以降において

償還すべきものでこの法律施行の

際までに償還されたものがあるとき

には、その償還をした地方公共団

体に対して交付すべき昭和二十七

年度分の地方財政平衡交付金の算

定に用いる基準財政需要額は、地

方財政平衡交付金法(昭和二十五

年法律第二十一号)第十一條の

規定にかかわらず、同條の規定に

よつて算定された額に当該償還額

を加えた額とする。

(地方公共団体のとるべき措置)

第四條 第一條に規定する貸付金の

貸付を受けた地方公共団体は、そ

の貸付の條件に従ひ他の地方公共

団体に對し貸付等の方法によつて

支出した貸付金その他の支出金に

係る当該他の地方公共団体の債務

のうち昭和二十四年度以降におい

て履行すべきものでまだ履行され

ていないものがあるときは、当該債

務の額からその還付されていない

還付稅の額を控除した残額に相当

する政府貸付金等に係る未償還債

務に限る。は、免除する。

(還付稅債權と政府貸付金債權と

の對等額の消滅)

第二條 前條に規定する還付されて

いない還付稅に係る地方公共団体

の債權は、この法律施行の際消滅

し、当該地方公共団体は、当該地

方公共団体についての政府貸付金

等に係る債務のうち当該還付稅の

額に相當するものを免れる。

(基準財政需要額の特別)

第三條 政府貸付金等に係る債務の

うち昭和二十四年度以降において

償還すべきものでこの法律施行の

際までに償還されたものがあるとき

には、その償還をした地方公共団

体に対して交付すべき昭和二十七

年度分の地方財政平衡交付金の算

定に用いる基準財政需要額は、地

方財政平衡交付金法(昭和二十五

年法律第二十一号)第十一條の

規定にかかわらず、同條の規定に

よつて算定された額に当該償還額

を加えた額とする。

(地方公共団体のとるべき措置)

第四條 第一條に規定する貸付金の

貸付を受けた地方公共団体は、そ

の貸付の條件に従ひ他の地方公共

団体に對し貸付等の方法によつて

支出した貸付金その他の支出金に

係る当該他の地方公共団体の債務

のうち昭和二十四年度以降におい

て履行すべきものでまだ履行され

ていないものがあるときは、当該債

務の額からその還付されていない

還付稅の額を控除した残額に相当

する政府貸付金等に係る未償還債

務に限る。は、免除する。

(還付稅債權と政府貸付金債權と

の對等額の消滅)

第二條 前條に規定する還付されて

いない還付稅に係る地方公共団体

の債權は、この法律施行の際消滅

し、当該地方公共団体は、当該地

方公共団体についての政府貸付金

等に係る債務のうち当該還付稅の

額に相當するものを免れる。

(基準財政需要額の特別)

第三條 政府貸付金等に係る債務の

うち昭和二十四年度以降において

償還すべきものでこの法律施行の

際までに償還されたものがあるとき

には、その償還をした地方公共団

体に対して交付すべき昭和二十七

年度分の地方財政平衡交付金の算

定に用いる基準財政需要額は、地

方財政平衡交付金法(昭和二十五

年法律第二十一号)第十一條の

規定にかかわらず、同條の規定に

よつて算定された額に当該償還額

を加えた額とする。

(地方公共団体のとるべき措置)

第四條 第一條に規定する貸付金の

貸付を受けた地方公共団体は、そ

の貸付の條件に従ひ他の地方公共

団体に對し貸付等の方法によつて

支出した貸付金その他の支出金に

係る当該他の地方公共団体の債務

のうち昭和二十四年度以降におい

て履行すべきものでまだ履行され

ていないものがあるときは、当該債

務の額からその還付されていない

還付稅の額を控除した残額に相当

する政府貸付金等に係る未償還債

務に限る。は、免除する。

(還付稅債權と政府貸付金債權と

の對等額の消滅)

第二條 前條に規定する還付されて

いない還付稅に係る地方公共団体

の債權は、この法律施行の際消滅

し、当該地方公共団体は、当該地

方公共団体についての政府貸付金

等に係る債務のうち当該還付稅の

額に相當するものを免れる。

(基準財政需要額の特別)

第三條 政府貸付金等に係る債務の

うち昭和二十四年度以降において

償還すべきものでこの法律施行の

際までに償還されたものがあるとき

には、その償還をした地方公共団

体に対して交付すべき昭和二十七

年度分の地方財政平衡交付金の算

定に用いる基準財政需要額は、地

方財政平衡交付金法(昭和二十五

年法律第二十一号)第十一條の

規定にかかわらず、同條の規定に

よつて算定された額に当該償還額

を加えた額とする。

(地方公共団体のとるべき措置)

第四條 第一條に規定する貸付金の

貸付を受けた地方公共団体は、そ

の貸付の條件に従ひ他の地方公共

団体に對し貸付等の方法によつて

支出した貸付金その他の支出金に

係る当該他の地方公共団体の債務

のうち昭和二十四年度以降におい

て履行すべきものでまだ履行され

ていないものがあるときは、当該債

務の額からその還付されていない

還付稅の額を控除した残額に相当

ていないものを免除する措置及び当該他の地方公共団体の債務のうち昭和二十四年度以降において履行すべきもので履行されたものの額に相当する金額を返還する措置をなすべくすみやかにとるべきものとす。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 地方財政平衡交付金法の一部を次のように改正する。
附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十一項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案
国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法

(目的)

第一條 この法律は、国立病院（厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）第十五條に規定する国立病院をいう。以上同じ。）として経営されている医療機関を、地方公共団体又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一條に規定する公的医療機関（地方公共団体の開設する病院及び診療所を除く。以下「公的医療機関」という。）の設置者（以下「地方公共団体等」と総称する。）の開設する医療機関として、当該地方公共団体等に移譲するため、当分の間、当該国立病院の用に供されている資産等の譲渡等に関する特別の措置を講ずることを目的とする。
(地方公共団体等への国有財産等の譲渡の特例)

第二條 政府は、地方公共団体等に

国立病院として経営されている医療機関を移譲しようとするときは、当該国立病院の用に供されている第一号及び第二号に掲げる資産並びに当該国立病院の経営に因り生じた第三号に掲げる資産については、当該各号に掲げる価額により、これを当該地方公共団体等に譲渡することができる。

一 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二條に規定する国有財産 時価の七割を減額した価額

二 動産（前号に掲げる資産を除く。） 時価の五割を減額した価額。但し、自動車及び薬品、食糧品、筆、紙、墨等の消耗品については、時価とする。

三 未收金債権 その債権額の三分の一以内を減額した価額（未收金債権の譲渡の通知）

第三條 政府は、前條の規定により未收金債権を譲渡した場合における債務者に対する通知を、官報に公告してすることができる。

2 前項の規定による公告があつたときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七條第一項の規定による債務者に対する通知があつたものとみなす。
(資産の引渡の特例)

第四條 政府は、第二條の規定により資産を譲渡する場合においては、国有財産法第三十一條第一項本文の規定にかかわらず、当該資産の対価の納付前に当該資産を引き渡すことができる。

(物納)

第五條 地方公共団体は、第二條の規定により譲渡を受けた同條第一号及び第二号に掲げる資産の対価を、政令で定めるところにより、その発行する地方債の証券をもつて納付することができる。

(延納)

第六條 政府は、公的医療機関の設置者が第二條の規定により同條第一号及び第二号に掲げる資産の譲渡を受けた場合において、当該公的医療機関の設置者がその譲渡を受けた資産の対価を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、国有財産法第三十一條第一項の規定にかかわらず、確実な担保を徴し、且つ、利息を附して十年以内の延納の特約をすることができ。

2 前項の規定により延納の特約をしようとするときは、厚生大臣は、延納期限、担保及び利率について、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 厚生大臣は、第二條の規定により公的医療機関に譲渡した同條第一号及び第二号に掲げる資産について、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該公的医療機関の設置者の行う当該資産の管理が適当でないと認めるときは、直ちにその特約を解除しなければならない。

(譲渡資産の対価の経理)

第七條 政府は、第二條の規定により譲渡した資産の対価を、国立病院特別会計法（昭和二十四年法律第百九十号）第四條の規定によ

り、国立病院特別会計の歳入として経理するものとする。

第八條 政府は、医療施設の用に供するため取得した、又は医療施設の用に供されている第二條第一号及び第二号に掲げる資産を医療施設の用に供するため、一般会計と国立病院特別会計との間において、所屬替又は所管換をしようとするときは、国有財産法第十五條の規定にかかわらず、当該会計間において無償として整理することができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際現に国立病院に勤務する職員で恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九條に規定する公務員であるものが、当該国立病院として経営されている医療機関の都道府県への移譲に伴い、昭和二十九年三月三十一日までに、引き続き都道府県の職員となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用がある場合を除く外、同條の規定を適用する。

○西村（直）政府委員 ただいま議題と

なりました地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十二年度におきまして、国の給與の改善の財源に充てるため、五十一億七千九百五十万円の政府資金を、都道府県及び五大市に對しして貸し付けたのであります。この貸付金は、昭和二十三年度から同二十五年までの間に、半年賦元利均等償還の方法で償還することとなつておりましたが、その元利の償還状況を見ますと、昭和二十五年年度末における償還未済額は、三十五億三千八百六十五万四千円になつております。今回、地方公共団体の財政状況にかんがみ、昭和二十四年度以降において償還すべき分までまだ償還されていない金額については、これを免除することとするともに、都道府県に對ししては昭和二十一年度分以前の還付税のうち、まだ当該都道府県に還付されていないものがあり、これを、これは還付しないこととする措置を講ずるため、この法律案を提出した次第であります。

なお各地方公共団体の償還状況が必ずしも同一でありませんので、今回の貸付金の免除の措置に伴ひまして、各地方公共団体の間に不均衡が生じます。この点につきましては昭和二十四年度分以降の償還済額は、当該地方公共団体の昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金の算定に用います基準財政需要額に加算することによつて、調整をはかることとしておりました。

また貸付金の貸付を受けた都道府県は、五大市を除くその管内の地方公共団体に対し、その貸付金のうちからさらに貸付等をいたしておりますので、都道府県は、管内の地方公共団体に對する貸付金等につきましては、なるべくすみやかに国の都道府県に對する今回の措置に準じて、債務の免除及び償還

還額の還付の措置をとるべき旨を、あわせて規定いたしているものであります。

以上がこの法律案の提出の理由であります。

次に国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回厚生省所管の国立病院の一部を地方公共団体等に移譲することとなりましたが、これにより移譲された国立病院の用に供されている資産に關し、その譲渡等について特別の措置を講ずる必要がありますので、この法律案を提出いたした次第であります。

その内容といたしましては、今回の移譲の趣旨にかんがみまして、まず移譲される国立病院の用に供されている資産の譲渡にあたりましては、国の財産の譲渡の特例として、国有財産法の適用を受ける国有財産については時価の七割減を、消耗品を除き一般の物品については時価の五割減を、国立病院の経営により生じた未收金債権については、時価の三分の一以内を減じた価額で譲渡し得ることとしております。

次に、資産の譲渡にあたりましては、譲渡対価の納付前においてもその資産を引渡すことができることとしたし、また地方公共団体は譲渡資産の対価を地方債証券をもつて納付することができるといたしたのであります。

次に、公的医療機関の設置者が資産の譲渡を受けた場合におきまして、その対価を一時に納付することが困難であるときは、十年以内の延納の特約をすることができるといたしております。

このほか、一般会計及び国立病院特別会計所属の資産を医療施設の用に供するために、両会計間において所屬がえまたは所管がえをする場合においては、両会計間において無償として整理することとしたしました。なお、国立病院の移譲に伴いまして、その病院に勤務する職員が引続き都道府県の職員となる場合におきましては、これに引続き恩給法の規定を適用することとしたしてあります。以上がこの二法律案の提出の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○澤澤委員 ただいま提案になりました地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案であります。これに關しまして、貸付金の償還状況の明細と、それから還付金の明細を、ひとつでできるだけ詳しく御提出を願いたいと思存します。それからその次に、国立病院の關係の法案につきましては、現在の国立病院の状況を、ひとつ一覽表にして御提出願いたいと思存します。

○小山委員長代理 次に貴金屬管理法の一部を改正する法律案、閉鎖機關令の一部を改正する法律案、関稅法の一部を改正する法律案、補助貨幣損傷等取締法臨時特例案、特別調査資金設置令の一部を改正する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定の実施に伴うたばこ專賣法等の臨時特例に關する法律案の六法律案を一括議題として、質疑それでは政府委員の方から、關稅法

の一部を改正する法律案の説明を求めるところにいたします。北島政府委員。

○北島政府委員 平和條約の宣言のところに、平和條約が充効してできるだけ早い期間に、日本は次の國際條約に加入または参加の承認を要請するといふ規定がございます。この中にいろいろの條約が列挙されておるのであります。このうち、税関に關係いたしますのは、三つの條約でございます。まず税関手続の簡易化に關する國際條約、貨物の原産地虚偽表示の防止に關する協定、それと國際民間航空條約、この三つでございます。近くこの平和條約の宣言に基きまして、日本としてこれらの條約に加入または参加の承認を申請することが、予想いたされますので、あらかじめそれに備えまして、現在の關稅法の規定の中で、この際改正しておいた方がよいところ、並びに規定に矛盾するものでこれを削除した方がよいところなどを、この際規定を整備いたしまして、これらの條約の参加に備えようというのが趣旨でございます。

まず内容といたしますと、税関手続の簡易化に關する國際條約の關係については、三つの点を提案してあります。その一つは關稅の担保の種類を現在金銭、國債及び税関長の確実と認める社債、この限られておりますのを、そのほかに保証人の保証にまで拡張する点が第一点であります。税関手続の簡易化に關する國際條約關係におきまして、その附屬書には關稅の保証として正当に担保された証書、または現金支拂いのいづれによるものをも受理することが要請されておりますので、わが

國の事情も考慮いたしまして、担保の種類を保証人の保証にまで拡張して、輸入者の便宜をはからうというのであります。現在の關稅法規におきましては、關稅法の三十四條におきまして、輸入貨物は輸入免許を受けた後でなければ引取ることができない。但し税関の認許を得、命令の定めるところによつて、税金に相當する担保を提供したときには、免許がなくても、その前に輸入貨物の引取りができると規定してございます。いわゆる免許前引取りとわれ／＼は稱してあります。それから關稅法の三十九條におきまして、外國貨物は海路または陸路によつて、開港、保税地域及び税関官署所在地相互間にこれを運送することができ。この場合においては税関に申告して、その免許を受けなければならぬ。この場合において税関が必要と認めるときは、担保を提供させることができる。こういう規定もございまして、なお關稅定率法の第八條におきましては、輸入の日から一年以内に再び輸出すること

を條件として、輸入税を免除すること。この場合にも担保を提供させることができる。なお定率法の第九條にも担保の規定がございまして、担保の提供の場合におきまして、これらの担保提供の場合におきまして、いづれも今までは金銭、國債及び税関長の確実と認める社債だけが、担保の物件でありましたのを、今度保証人の保証にまで拡張する、こういうのが趣旨であります。

それから次に第三点といたしましては、税関手続の簡易化に關する國際條約におきましては、保税施設の完備、及びそれらの保税施設の倉庫料の合理的な料率の採用等が要請せられておりますが、現在の關稅法の保税地域に關する規定は、きわめて不十分でありますので、これらの保税地域に關する規定を明確にいたしますとともに、これらの地域に對しては關稅行政上の見地から、必要最小限の規制を加えざるが、その反面、これらの保税地域の中における貨物の取扱ひ等につきましては、できるだけ自由にしまして、税関手続の簡易かつ迅速な処理をはかるという趣旨でございます。現在の關稅法の規定におきましては、關稅法の第二十九條の二におきまして、「本法ニ於て保税地域ト稱スルハ税関管内、保税倉庫、税関仮置場、税関長カ外國貨物ヲ設置シ得ヘキ場所トシテ指定又ハ特許シタル場所ヲ謂フ」とありますが、これらの税関管内とは一体どういうものを意味するか。それから税関長が外國貨物を設置し得べき場所として、指定または特許したる場所というのはどういふものを言うのか。あるいはそれらの内容はどういふものかという点につきましては、現在の關稅法において、もつぱら行政慣例によつて運行されておつたのでありまして、今回保税地域に關する規定を整備いたしまして、できるだけ法文上これを明確にして、現在行政慣例で行われておるものを、單に行政慣例にとどめず、できるだけ成文化して行こうという趣旨で、二十九條の二以降の改正をいたしております。

それから次に第三点といたしましては、税関手続の簡易化に關する國際條約におきましては、各国は税関手続または規則の輕微な違反に對しては、苛

酷な罰を科することがないよう、できるだけこれを避けようということが、要請せられておりますので、従来の関税法の規定の中で、輸出入の申告に際し虚偽の申告をした場合、または虚偽の証明をした場合、または虚偽の添付書類を提出した場合におきまして、現在五万円以下の罰金を科し、行為者を罰するほか、責任者をも罰すると、こういう規定がございますのを削除いたしまして、この條約の趣旨に沿うといたすのでございます。

次に貨物の原産地虚偽表示の防止に關する協定でございますが、この協定におきましては貨物の原産地、それが産出せられた土地を偽つて表示しておる貨物については、輸入に際してこれを輸入禁止するか、あるいは税関でもつて差押えることが要請されております。今回の規定におきましては輸入禁止の手段ではなく、税関においてこれを保管し、一定の期間を定めまして、輸入申告者による虚偽表示の抹殺、訂正あるいは正しくこれを表示せるといふようなことをいたさせまして、なおそれにも服さない場合には、それを公売するといふような規定を設けておるのであります。

次に国際民間航空に關する關係であります。国際民間航空條約の第十條には、国際航空機は税関検査を受けるために、税関空港に着陸しなければならぬといふこと、または税関空港から出発しなければならぬといふことが規定されておまして、なおそのほか航空機の乗客、乗組員、または貨物は税関法規に従わなければならない。なお締約国は、この條約に基いて設定されるところの航空機に対する税関手

続に關する國際的標準等に従つて、税関手続の國際的統一化をはかるべきこととが要請されておりますので、今まで関税法には盛り込んでおらずで、今までの航空機關係の規定を、関税法に盛り込む趣旨であります。従来はどうしてつたかと申しますと、大正十年に制定された航空法の中に、航空機については関税法の船舶に關する規定を準用するといふ規定がございまして、これによつて運賃されておつたわけでありました。なおこの航空法は昭和二十五年に廃止されまして、国内航空運送事業令といふボツダム政令がございまして、このボツダム政令におきましては、航空法中航空機に關しては、関税法の規定を準用するといふ規定だけは残しておりました。その国内航空運送事業令に基いて、現在行われておるのであります。今回航空法が制定されまして、国内航空運送事業令なども当然廃止いたされまして、あわせてこれらも考えまして、関税法の準用といふこととて、明らかに航空機の規定を織り込もうといふのが趣旨でござい

大体において内容はこの程度でございしますが、御質問に應じましてお答えをいたします。

○小山委員長代理 本件について御質問はありませんか。

○高田富委員 この三つの國際條約の概念を、もう少し詳細に説明していただきたいのです。現在これに加盟している国はどのようふうな国であるか、今後わが國の加入に關する手続とか、そういうふうな点につきまして、もう少し詳細に御説明願ひたい。

○北島政府委員 平和條約の宣言のと

ころに「本日署名された平和條約に關して、日本國政府は、次の宣言を行はう。」「日本國政府は、実行可能な最短期間内に、且つ、平和條約の最初の効力發生の後一年以内に、次の國際文書に正式に加入する意思を有する。」とありまして、そこには「な條約が書いてございまして、その五番目に「一千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に關する國際條約及び署名議定書」、それから第六号に「一千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に關する」云々、こ

ういふ條項がございまして、それから宣言の第三項に「日本國政府は、また、平和條約の最初の効力發生の後六箇月以内に、(a)千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名したために開放された國際民間航空條約への参加の承認を申請し、且つ、日本國がその條約の當事國となつた後なるべくすみやかに、同じく千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名したために開放された國際航空業務通過協定を受諾し、及び(b)千九百四十七年十月十一日にワシントンで署名したために開放された世界氣象機關條約への参加の承認を申請する意思を有する。」と書いてございまして、これが日本として加盟しなければならぬ條約の中で、税関に關する三つの税法であります。これらの國際條約につきま

しては、いずれも過去におきまして日本としては一應署名したものであります。政変その他の關係で條約の批准にまで至らなく、その間に戦争になりました。現在まで経過しておるわけでありまして、これらの三つの條約の加盟國につきましては、ただいま私リス

トを持つて参りませんでした。役所にごさいますので、また午後にも詳しく御説明することになります。

○高田富委員 それはあとで資料で出していただきたいと思ふのです。それからこれは平和條約によりまして入るということになつておりました。今度の平和條約があつた不完全な形でありましたために、わが國のそういう場合を認めていない國も一緒に入つておる條約に、日本が入つて行くといふような場合に、國際法上支障なく入れるような形に、これらの條約はなつておるのですか。

○北島政府委員 その点につきまして、私は、私よりむしろ外務省の政府委員からお答えした方がよろしいと思ひます。が、私も実はこれらの條約の詳しい内容については、まだ外務省とよく打合せしておりませんので、さしあたり税関に關係あるところだけを、われわれとしては注目をいたしまして、今回改正を加えました。外務省といたしましては、目下の條約の訳文を正式に決定いたしました。近く正式に参加の承認を要請するといふ手続をとるよう

に、私も聞いております。○小山委員長代理 次に閉鎖機關令の一部を改正する法律案について、政府側の提案理由以上の詳細な説明をお願いいたします。

○堀口説明員 御説明します。閉鎖機關に關しましては、この前ボツダム政令に關してここに御審議をお願いいたしましたときに、一應御説明したわけでございますが、終戦後主として外地で活動した機關とか國內の統制機關とかいふような、特に戦時中戦時經濟にある程度寄與したような法人を、司令部の

趣旨によつて閉鎖機關に指定したわけでありまして、その数は千八百八機關でありまして、そのうち在外關係で活動した金融機關とかその他の機關が約六十機關、それから國內の統制機關、たとえば燃料配給組合とかいふような統制機關が約九百八十ばかり、それ以外の一般の機關約百のうちに、約二十ばかりは貿易公団とかあるいは産業設備管團といふような特殊法人であります。そこで最初閉鎖されましてから、しばらく單に管理しておつたわけでありまして、二十三年ごろから法制を整へまして、その清算に入つたわけでありまして、その清算を担当いたしましたのは、閉鎖機關整理委員會であります。その後清算を続行いたしました。約一千億程度の資産を換価し、債務の返済その他に充てて行きました。現在約八〇〇程度の仕事を内容から見て完了しております。閉鎖機關の数がから見ると、千八百八のうち、本年三月末で完全に終了してしまつたものが六百程度、但しあと手続的なものが残つておるだけになつておる機關が、相当程度に行つておりますので、ほんとうにこれから清算をしないうふうになつて参りました。そこで閉鎖機關制度そのものが、連合國最高指令官の意圖に基きます一つの經濟民主化なり、あるいは日本經濟の平和經濟化といふような見地から出ておりますので、大体その目的を達成いたしました際には、なるべくすみやかにこの制度を廃止するなり、あるいは改定して行くのが妥當であるといふ考えを持つておるわけでありまして、そこで全体の行き方といたしまして

は、なるべく早くこの制度を何とか結末をつけるという方向ではあります。が、ただ在外資産を持つておつたり、あるいは対外債権債務の關係が相当複雑しておるものがあります。これに關しましては、平和條約の発効に伴ひまして、外交的交渉その他によつて解決される問題がありますので、即座には終らない。かつその終らない機關を、民間の一般の民法及び商法による清算にまかせ切りにするわけにも行かない。その場合には法制的にもできませんし、それから國家の補償の問題もありませんので、それは行かない。従つてポツダム政令に基きます閉鎖機關令というものを、この前御審議をお願いいたしましたように、一応法律に乗りかえて行つた。しかしこれによつてやつて行く仕事の分量をなるべく少くする、かつそのやり方もなるべく講和條約発効後の事態に即応するようにやつて行くべきであるという考えを、とつておるわけでありまして、そこでその執行機關といたしまして、閉鎖機關整理委員會は三月三十一日に解散いたしました。そこであと残りました最小限度の仕事はプロットにわけまして、在外活動關係の機關、それから大阪關係の機關、特殊法人に關する機關、それ以外的一般關係の機關、こういうふうに分けまして、各プロットに清算人を入らずに任命いたしました。そこで今後の仕事をやつて行くというふうな機構上の改革をいたしました。

そこで今後は内容の改変になります。が、これに關しましては、今後法令の審議をお願いしておりますが、その方向ではあります。さきに申し上げましたように、大体において閉鎖機關の制度の所期の目的も達成いたしましたし、それから、平和條約の発効後の情勢に對應するために、すみやかにこの閉鎖機關制度の最終的終末をつけようということ、今度お願いいたしました法律には、まず閉鎖機關に指定したもののうちで、民法及び商法によつて通常の法人の清算をやらせた方が、適當と思われるものにつきましては、なるべくその方向に閉鎖機關の指定を解除して行こう。そうして民、商法の方に受取つてもらつて、そこで通常の清算をやつてもらふ。その場合にはもちろんその清算人は、株主總會で決定してもらふことになりまして、清算に伴ういろいろの業務も、一応株主總會が中心になつてやつて行くというかつこうになつておると思ひます。

それが今度お願いいたしました法案の主要な点でありまして、それからそのほかに改正をお願いいたしましたものでは、平和條約の発効に伴ひまして、現在まで閉鎖機關制度のもとでやつておりました建前を、若干かえなければならぬ部分があります。その点は閉鎖機關の清算は、理想的にいいますれば、内外の本店及び支店を一つにし、まして、そこで清算をやつて行くのが理想的でありますけれども、そうしてみますと、いつになつてそれができなからぬというものが、終戦直後の状態でありましたために、一応内外の資産を二つに分けて、国内店舗の持つておる負債だけを返済して行こうというのが、閉鎖機關の制度でありましたために、在外に持つております負債が、將來平和條約等によつてどうなるかということとを、一応無視してといひますか、むしろそれが非常に日本側に不利になつた場合も、大丈夫というようになつた。で、清算をやつて行つたわけでありまして、と申しますのは外地にありまして資産をゼロに見て、外地店舗の一切を一応日本の国内にある資産で留保しまして、それで余つた分について社債の返済、株主に対する在外資産の分配というふうなことを行つて来たのであります。が、今後平和條約の発効に伴ひまして、そういう請求權の問題が明確になりました場合には、今まで法律で單に留保するということだけ規定しておりましたものを、動かすようにしなければならぬということ、その資源が動かせるようにしていただけたらというのも、その一点であります。

それからもう一つは在外における資産は、今度の平和條約の條文によりまして大体外地でもつて清算される、あるいは没收されるなどの運命になるのじやないかというふうな考へておるわけでありまして、あるいはある国によつては、日本側にその資産を返してくれるかもしれない。その場合には現在の閉鎖機關令では、受取り態勢ができておりませんので、そういう資産がもし日本に返つて来た場合には、それを国内資産とみなして、閉鎖機關の清算対象にできるようにお願いしてゐるわけでありまして、それからもう一つは、本邦内に本店または主たる事務所を有しない閉鎖機關につきまして、現在までの閉鎖機關令で行きまして、清算所得税が現在の税法では課せられないということになりますので、これもこまかい点ではあります。が、そういう清算の終了の間に近にある機關が多いものでありますから、税法の補足的な條項を閉鎖機關令の方に入れたら、内地店舗を清算すると同じように、内地に關する分だけについては清算所得税が課せられるように、條文を改正したいというのが趣旨であります。

この四点が今度審議をお願いしております閉鎖機關令の改正の点であります。

○小山委員長代理 質問がございまして。

○深澤委員 閉鎖機關令によつて閉鎖機關が指定されまして、相當整理が行われて来たのであります。が、現在残つてゐる閉鎖機關も相當あると思ひます。これは民間のものも政府が關係するものと二つあると思ひますが、現在閉鎖機關に指定されて清算中の各機關の資金が、相當私はあると思ひます。その資金の所在はどういうぐあいには処理されてゐるのか。これは一括して指定いたしました銀行、日銀なら日銀に預金するといふ形になつておりますのか。それとも閉鎖機關の自由意思によつてそれは預金されてゐるのか。そういう点はどういふぐあひになつておりますか。

○堀口説明員 回答いたします。ただいまの御質問の点であります。現在約九十七億程度の資金があります。これは債権を取立てたり、あるいは物を売つたりしまして、それからいろいろの債務を返済したわけでありまして、その際に生ずる余剰金であります。従来は關係方面の指示によりまして、大體國庫金と同じように取扱はれるといふのが建前でありまして、従いまして全部余剰金は日本銀行の當座預金に入れました。それから運用する場合には、

國債とかあるいは食糧証券を保有するといふことになつておつたわけですが、もちろん中央銀行にいたしましては、そういう勘定を銀行内に置くことを從來から好んでおりません。それで司令部に對しまして、そういう取扱いはやめてもらいたいというふうな要請をしておつたのであります。が、今回閉鎖機關整理委員會が解散せられまして、私的な清算人になつた場合には、特に中央銀行とのそういう關係というものは、不自然になつて行くわけでありまして、従いまして、日本銀行側の從來の要請もありました關係上、今後は日本銀行内にあります當座預金勘定からその資金を引出しまして、清算人の責任において安全確實な運用をはかるということに、予定してゐるわけでありまして、

○深澤委員 そうすると、民間の關係につきましてはそういうことになりまして、各自密接な關係のある金融機關に、預金するということになると思ひますが、政府關係の閉鎖機關の預金はどういうぐあひに管理されるのか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○堀口説明員 政府機關關係と申しまして、出資の額がまち／＼でありまして、半分出しておるところもあり、すば、あるいは一部のところもございまして、そういう關係で、特に金額政府出資とかないといふことに必ずしもあまりこだわらずに、さつき申しました約二十億が特殊法人であります。が、これについても、通常の清算人をして、短期証券を保有するなり、あるいは國債を保有するなり、あるいは長期の預金をするなり、確實に運用する

ならば、それにまかせたいというふう
に現在のところ考えております。

○深澤委員 百億に近いところのその
資金をどうするかという問題は、日本
の金融関係に相当の影響を及ぼすと思
うわけですが、その見地から、各清
算人が自由にこれを処置するというこ
とではたしていいのか。大蔵省として
は、やはり国債を保有するとか、長期
証券を保有するとか、あるいは食糧証
券にまわすとかいうような、資金の運
用についての基準を大体設けられて、
指導せられるような準備がありますの
か。それとも全然清算人の自由によつ
てこれを運用するということにするの
か。その点はどういう方針を持つてお
られるのか。その点をお伺いいたした
いと思ひます。

○堀口説明員 ただいまの点でありま
すが、さつき申しました特殊法人の一
部は別といたしまして、私法人の余剰
金でありますし、清算が進むに従いま
して、その額は減少して行くわけでも
ありませんから、原則としては清算人に
まかせたい。但し金融の緩慢とか逼迫
とかいう全体的な問題、金融政策上の
問題があるものですから、個人々々が
どここの銀行に預けるかということは別
にいたしまして、総額につきまして、
非常に金融が逼迫している際に、全部
短期債を持ちたいとか、あるいは国債
を持ちたいとか、あるいは非常に緩慢
の場合に、全部現金化して市中銀行に
持つて行きたいというふうな、極端な
程度にならぬように、全体的見地から
調整して行きたいというふうに考へて
おります。

○深澤委員 その調整は、法的な裏づ
けなしに、ただ大蔵省の行政的な措置
としてやつて行かれるのか。あるいは
法案等によつてそういう調整をする準
備をされるのか。それはどういうぐあ
いになりますか。

○堀口説明員 さきにも申しました通
り、原則としては私的な法人の資金で
ありますから、これをたとへば政府の
指定預金のように規制するということ
になりますと、少し行き過ぎになり
ます。また他の閉鎖機関の清算の監督と
いう面から見た場合には、それを立法
化するの少し行き過ぎではないかと考
へておりますので、特殊清算人の方
から、こういうふうに行きたいと思
うというふうな持つて行き方をした場
合に、大蔵省といたしましては、もち
ろん経理の監査という点では相当強く
指導もできるわけでありまして、そ
ういうような面からでも全体的問題に
ついて、それに若干金融政策的な面も
協力してもらつて指導して行くとい
うところが、線ではないかと考へて
おります。

○小山委員長代理 日本国とアメリカ
合衆国との間の安全保障協約第三條に
基く行政協定の実施に伴うたばこ専
売法の臨時特例に関する法律案につ
いて、久米監理官が見えておりますか
ら、説明を求めるところにいたします。
○久米政府委員 行政協定の実施に伴
うたばこ専売法等の臨時特例に関する
法律案の内容を、御説明申し上げます。
この法律の主たる部分は、第三條の
輸入等の特例、第四條の譲渡等の制限
の特例の二箇條でございますが、その
前に第一條に目的があり、第二條に用
語の定義がございます。この第二條の
用語の定義のうちで、第一項から第七
項までに掲げました用語の定義は、行

政協定の実施に伴う関税法等の臨時特
例に関する法律案における定義と、全
然同一でございます。第八項製造たば
この定義、第九項製造たばこ用巻紙の
定義、第十項塩の定義、これらは現在
の専売関係の法規における定義に照
した規定に相なつております。

なお次に実定規定といたしまして輸
入等の特例第三條があります。現在の
たばこ専売法または塩専売法におきま
しては、輸入の關係は、日本専売公社
が自分でやるが、そうでないほかの人
の場合には、公社の委託または許可を
受けなければならぬ。委託または許
可を受けないで普通の人が輸入する
という場合は、禁止をされてゐるわけ
でございます。その一般的な禁止に對し
まして、ここに掲げておりますよう
な四つの場合には、専売公社の委託ま
たは許可を受けないで、輸入ができる
という特例を規定したわけございま
す。

まずその第一号は、合衆国軍隊が軍
用で輸入する場合で、その軍用に供す
るために輸入することについて、合衆
国軍隊の権限ある官憲により証明がな
された場合でございます。第二号は、
PX等の軍人用販賣機関等に合衆国軍
隊の構成員、軍属、その家族、契約者
等の用に供するために輸入する場合
で、これも第一号の場合と同様に、合
衆国軍隊の権限ある官憲により証明さ
れた場合という限定がついておりま
す。この一号と二号は、その一定の資格
を持つた人が一定の目的で輸入する場
合には、法文上はその数量についての
制限はない、それに必要なだけの輸入
ができるということに相なつておりま
す。

次に第三号、これはいわゆる日本に
入国する場合の携帶輸入の場合の規定
でございます。この場合には、軍隊
の構成員、軍属あるいは家族等がその
私用に供するために、携帶輸入して
来るという場合でありまして、この場
合には数量の制限をつけております。
その数量の制限のつけ方は、携帶輸入
して入つて来る場合の成年者一人につ
き、二百本以上の紙巻タバコもしくは
二百グラム以上の刻みとかパイプとか
いうふうなタバコ、あるいは相当量の
塩、そういうふうなものは携帶輸入が
できるということに規定いたしました。

それから第四号は、合衆国の軍事郵
便局を通じて郵送される場合でありま
して、軍隊の構成員、軍属、家族等の
私用に供するために郵送されて来る。
この郵送につきましては、特にタバコ
だけに限定して規定してございます。
たとへばクリスマスプレゼントであ
りますとか、あるいはある人の誕生
日に、アメリカにある家族から軍事郵
便で送つて来るとか、あるいは特殊の
嗜好を持つた人が、本国からタバコを
取寄せるというふうな場合が想像され
るわけでありまして、この場合には「二
百本以内の紙巻たばこ又は二百グラ
ム以内のその他の製造たばこ」——こ
こに二百グラム以内の「の」という字が落
ちておりましたので、正誤でもつて訂正
してございます。それを軍事郵便局を
通じて郵送される場合、この四つの場
合に、日本専売公社の委託または許可
を受けないで、輸入ができるというこ
とでございます。

なおその第二項の方には、関税法等
の臨時特例との關係を規定いたしてお
ります。第六條第四号または第六号の規
定、これは関税の免除に関する規定で
ございますが、この場合には、こちら
の法律の三條の三号あるいは四号で数
量の制限がございまして、この制限
を越えない部分について関税を免除す
る、そういう規定に相なつておりま
す。

それから次に、第四條の譲渡等の制
限の特例でございます。これは現在の
たばこ専売法第六十六條におきまして、
公社の売り渡さないタバコを所有した
り所持したり、あるいは譲り渡しある
いは譲り受けというふうなことをして
はならないという禁止規定がございま
す。條約発効後におきましては、アメ
リカの軍隊の構成員であつても、軍属
であつても、ひとしくこのたばこ専売
法第六十六條の禁止規定の適用を受け
るわけでございますが、特にこの際一考
を要することは、第三條の輸入等の特
例でもつて輸入された製造タバコは、
そういうふうな特例によつて輸入し得
る資格を持つた特定の仲間の間では、
たとへば軍人、軍属の仲間同士、ある
いは家族同士という間では、一般的に
禁止にかかわらず、譲り渡したり、譲
り受けしてもよろしいということを規
定したわけでございます。もし日本
人に譲り渡したという事態が起りました
ら、そのときは現在のたばこ専売法
第六十六條違反で、三年以下の懲役、三
十万円以下の罰金というふうな罰則の
規定が、アメリカの軍人にもかかる
というふうな法律構成に相なるわけであ
ります。一般的な禁止に對して特定の

資格を持つた人々同士の間譲り渡し、譲り受けを、ここで特に認めたとす。法人の場合には、合衆国の法律に基いて設立もしくは組織されたものであつて、合衆国軍隊が使用するものについて、日本国が同意した施設及び区域の建設、維持または運営に関する契約に基いて、日本国でその建設、維持または運営の事業をなすもの、またアメリカ側でやりますところの建設、維持または運営の事業をやるものと、ごく簡単に申せばそういうことであつたのであります。第三條に、「契約者」といふのがありますが、これはどういふことなんでしょうか。

○久米政府委員 この「契約者等」とは、これは所得税の方にも関税の方にも全部同じ定義になつておまして、こちらの法律で申し上げますと、この三ページでございまして、第二條の七項に「契約者等」とは、通常合衆国に居住する個人又は合衆国の法律に基いて設立若しくは組織された法人で、條約第一條に掲げる目的の遂行のために合衆国軍隊が使用することは日本国が同意した施設及び区域の建設、維持又は運営に關して合衆国政府と締結した契約に基き日本国において当該契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をなすもの及び通常合衆国に居住する個人のうち、当該事業のためにのみ被用されてゐる者で当該事業に従事するためのみ日本国にあるものをいふ」というこの定義でございまして、個人の場

合は「通常合衆国に居住する個人」ということが一つの條件になつております。法人の場合には、合衆国の法律に基いて設立もしくは組織されたものであつて、合衆国軍隊が使用するものについて、日本国が同意した施設及び区域の建設、維持または運営に関する契約に基いて、日本国でその建設、維持または運営の事業をなすもの、またアメリカ側でやりますところの建設、維持または運営の事業をやるものと、ごく簡単に申せばそういうことであつたのであります。

○内藤(友)委員 そうしますと、向うの軍隊のいろいろな請負をするこちらの請負者ですね、そういうものも入つて来るのですか。それは一種の契約者ですか。

○久米政府委員 個人でありますれば、通常合衆国に居住する個人ということで、大体向うにおりまして、特にある仕事のために向うの軍隊がアメリカから連れて来る人、そういうふうな限定に相なつております。

○内藤(友)委員 もう一つは、第三條の第一項第一号の「合衆国軍隊がその用に供するため」といふのは、軍隊がタバコを必要だということ、軍隊におる人が必要なのであります、軍隊はタバコで人を殺すこともなければ何をすることもなないのだから、ちよつと言葉が足りないのじやないかと思ひます。

○久米政府委員 この一号で規定しておりますのは、軍は兵隊に対して食べものは食べさせる、必要とするタバコをのませる、要するに軍のレーションと申しますか、給與として無償でもつてやる分があるわけです。そういうふう

なものなども、この規定にあるわけなんです。一般にPX等で買います分は、第二号の方に相なつております。

○内藤(友)委員 それからもう一つ、塩につきまして相当量という言葉があるのです。これはまことに漠然とした相当量でありますか、これは一体どういふことなんでしょうか。

○久米政府委員 タバコの場合には、第三号の携帯輸入の場合に本数、あるいはパイプ・タバコとか刻みタバコとかいうふうなものの場合には、グラム数で表示することができるとすけれども、塩につきましては何グラムとか何キログラムといふことを條文上表示したいので、常識上携帯輸入として認められる適当な量という意味で、書いてあるわけでございます。

○小山委員長代理 松尾トシ子君。

○松尾委員 第四條の譲渡等の制限を犯した場合に、いつもこれを発見されるのは日本人側だと思ひます。そうした場合に、譲渡した者はこの規定にあるように外国人ですから、そのときにはいつも外国の軍隊の方、あるいはそれぞれの家族なりに通告を出して、これの罰金をとるときには、日本側でやるのですか。

○久米政府委員 アメリカの軍人あるいは軍属が、日本人に不法にタバコを譲り渡した。譲り受けた方の日本人がつかまつた。これは当然通告処分を受けます。相手方の方も、軍人だ、軍属だといふことがはつきりいたしますれば、その軍人、軍属に対して通告処分をいたします。やはり幾ら納付すべしといふ金額を示して、通告処分をいたすわけでありまして、その罰金

の徴収をする場合には、日本人がじかにやるわけですか。

○久米政府委員 通告処分をいたしますれば、軍人、軍属は当然その通告の内容に従つて履行すると思ひます。

○松尾委員 履行しなかつた場合はどうするのですか。

○久米政府委員 もし履行しないで二十日間経過いたしましたら、今度は告発をしなければならぬことになりま

○松尾委員 もう一点、第三條に、向うから軍事郵便で持つて来る場合には、一回の量は制限してありますけれども、何回でもよろしいのですか。

○久米政府委員 この第三條の第四号に規定しておりますのは、一回の郵便物の量の量でございまして、たとえば月のうちに二回とか三回とか、同じ人あてに送つて来るということ、この條文の上からは別に違法ではないわけでございます。それは輸入ができることになつております。ただ軍事郵便を濫用しないということにつきましては、アメリカ側とこちらとの間でいろいろ話し合ひをいたしておりまして、向うの内部でも濫用しないような自制的方法を講ずるといふふうに、御了解願ひたいのであります。

○松尾委員 そうすると、大体は無制限に行われるということになるので、その罰金をとる上においても、與える者があるから買つのであつても、それをかう場合にも、外国のタバコがその嗜好に合うからというばかりでなく、いろいろ事情で従来から見ますように、兵隊が自分たちが料亭に行つたりして、飲み食いした料金が拂えないで、その担保に置いて行くというよう

なこともあり得るので、この辺を向うとよく厳密に連絡をしてやらないと、日本人ばかりが犯則して罰を負うといふことになつて、まことにその他の法律と同じように、日本に不利で外国に有利といふことになりまから、大いにこの点を注意していただきたいと思ひます。

○久米政府委員 ただいま御指摘の点は、いろいろ考えなければならぬ点はあるわけでありまして、そういうふうな面には政府側としても周到の注意を拂ひ、折衝すべき点は、今後もお遺憾のないように折衝して参りたいと考えております。現実には起ります、不正外国タバコが町で相当流れていて、ますケースといふものは、主としてPX等から兵隊が買つて来る、買つて来る値段が実は非常に安いわけでございます。その買った軍人あるいは軍属等が、これを料理屋における現金支拂いのかかりにかゝるとか、あるいはその他いろいろの場合に金の代用で使うといふふうな点が、不正外国タバコの源になつておるといふ点でございまして、そういうふうな問題につきましまして、今後とも取締りに十分留意したいと考えております。この軍事郵便局を通じて郵送されます場合には、アメリカにおきましてはこれは向うで税金をとつて郵送されて参りますので、向うの送る人のふところ勘定から申しますれば、これは高い原価でございます。もし悪いことをしようと初めからかつておる人から申しますれば、軍事郵便局というより高いコストの道はとらないで、PX等で買ったものを横流しするといふことに、現実の事態はなつておるわけでございます。

○松屋委員 先日、の委員会の場合に、日本の専売局があらから委託を受けて、これを製造しておるといふことを聞きました。この法律が施行されましてからも、日本専売局は続けて向うのタバコを製造するのですか。

○久米政府委員 今御指摘の点は、若干事実と違ふ点があるかと思ひます。この前、当委員会では深澤委員の御質問が何かでお答えいたしましたのは、朝鮮向けあるいは沖縄向けのタバコをつくつて、それを国連軍に納めておる。それは大体日本の光とかピースというふうな性質のタバコでございます。これは外国タバコではないのでございまして、要するに日本の内地におきましては、日本専売局は向うのラッキーとかチェスターというふうなものをつくつていないことはもちろん、また軍も日本内地ではそういうふうなタバコはつくつていないのでございまして、なお御参考までに、蛇足でございます。すけれども、つけ加えますれば、そういうふうなラッキー・ストライクとかチェスター・フィールドというタバコは、実際問題としては日本内地で今後製造されるという可能性はほとんどないものでございまして、そのわけを申し上げます。

と、製造タバコ用の巻紙を輸入することになります。それに基いてタバコを製造するといふことが事実上考えられるのであります。この点は製造タバコ用巻紙を輸入することを許すといふことは、どういふ趣旨に基いて行われるのでありますか。

○久米政府委員 「製造タバコ用巻紙」という字が法文に現われなければ、これはごく例外的な場合でございまして、広く製造タバコ用巻紙を輸入するといふ趣旨ではないのでございまして、具体的な場合は、たとえばラッキー・ストライクとかチェスター・フィールドとかいう式に、もう製品の形になつて、火をつければのめるといふ形の製造タバコであれば、もうそれだけでいいわけでありまして、たとえ中身だけがカンに入つていて、カンにこういうふうな紙つべらがついていて、のむ人はのむ都度それで巻くといふふうな、ごく特殊なカン入りの製造がありまして、そういうふうなカンについている紙、これは條文上は「製造タバコ用巻紙」といふことになりまして、で、やむを得ずこういうふうな字が出た、こういうわけでありまして、そういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○深澤委員 それからも一つの問題は、こういうふうな法文について、外国タバコが日本に流れることに對しましては、これは従来も非常な努力をされておるわけですが、事實の問題といたしましては、これは外

國タバコの国内における販売といふのは、公然の事実の上になつてゐるのであります。その上に、これは先般、私も流れ出る根拠については、沖縄等から鹿児島等に大量的に流れて来るといふような説明を、久米さんか

らもお伺ひしたのでありますが、もちろんその取締りについては、私は非常に困難であらうとも考えます。ところが第三條第四項の、松屋さんが指摘しておりましたように、合衆国軍事郵便局を通じて、これは法文上から行きまして、無制限にある個人に對して一週間に二回でも三回でも送れるといふ、この法文の解釈によつて、日本の国内に外国タバコが必要以上に流れ込む危険性がある。必要以上に多く流れ込んで来れば、それがどういふルートかを通じて、日本の国内にまた流れるという可能性があるのであります。従つてこの第三條第四項の合衆国軍事郵便局を通じて郵送される場合に、ある程度の制限を設ける必要があるといふことは、これは所得税の場合その他の場合におきましても、われ／＼は主張して来たのであります。が、タバコの場合においても同様の趣旨の法文になつておりますので、これは現在外国タバコの国内における取締りを厳重にされても、こういう法文によつて、合法的に今後外国タバコが必要以上に流れて来るといふことになると思ひます。そうすると、ますます取締りの上において、困難を来すという結果になると思ひます。この点についておそろく専売局として、相当これは頭を悩まされなければならぬ問題であると思ひます。が、久米さんはこの点についてどういふふうに考へておられますか。

○久米政府委員 合衆国軍事郵便局を通じて郵送される場合に、この場合を、行政協定の関係上、この場合を全然認めないわけにも参らぬわけでございます。まして、その必要量といふものは、向うとの折衝でいろいろ話し合

したわけでありまして、一回の量を二百本以内の紙巻タバコ、または二百グラム以内のパイプ・タバコその他といふような式に規定いたしますれば、大体のところはこれで満足していいのではなからうか。それからなおこの軍事郵便で来ます場合には、アメリカですでに納税されておるので、その原価に納税されておるので、その原価といふものは高いわけでございます。日本のPXで買つ場合よりは格段に高い値段でございます。これが濫用される實際的な面はあまりないと思ひます。値段が高いがゆゑに、實際に濫用されることはあまりない。結局クリスマスのときのプレゼントとか、誕生日のときに、アメリカにある親戚の者から送つて来るとか、友人から送つて来るとか、そういうふうなきわめて少い場合だけしか現実には起らない。大体そう見ておきます。

○深澤委員 軍事郵便を通じて、合衆国軍隊の構成員その他の家族、軍属等に送つて来る、郵送される荷物の一個一個の最高限度の量、それはどのくらいになつてゐますか。

○久米政府委員 今はつきりした重量は覚えておりませんが、五キロや十キロのものは重量としては可能であります。もう少し多かつたかと思ひます。

○小山委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

○久米政府委員 今松屋さんからも質問がありました。行政協定成立の過程において、大蔵省が非常にがんばつたといふことは、われ／＼も聞いて大いに賛意を表しておるわけでありまして、たとえは言つたばこの専売法の違反があつた場合、通告処分をする、そしてその通告処分に応じなかつた場合には、告発をする、そこまではできると思ふのです。いよく裁判になるといふことになりまして、行政協定によつて、日本の裁判ではできないといふ結果になると私は考へてゐるのであります。やはりたゞこの専売法の場合においても、そういうふうになると思ふのですが、その点はどうですか。

○久米政府委員 その場合の裁判管轄権につきましては、御指摘の通りでございまして、その裁判の場合においては、日本の法令をもととして向うは裁判をするのか、それともアメリカの法令によつて裁判をするのか、そういう点はどういふふうに考へておられるのか。

○久米政府委員 日本の法令を基礎として裁判するのであります。

○深澤委員 そういふことになりまして、われ／＼は行政協定そのもののいゝゆる属人主義、いゝゆる治外法権といふものに對しまして、反對をしてゐるわけでございます。この問題は行政協定自体の問題になりますので、大蔵省の皆さんは非常にそういう点についても、大きな矛盾を感じられてゐると思ふのです。そこでこの法案で輸入の場合においても、製造タバコは輸入したとしても、製造タバコ用巻紙も同時に輸入することを認めるわけでありまして、どうもわれ／＼考へます

と、製造タバコ用の巻紙を輸入することになります。それに基いてタバコを製造するといふことが事実上考えられるのであります。この点は製造タバコ用巻紙を輸入することを許すといふことは、どういふ趣旨に基いて行われるのでありますか。

○久米政府委員 「製造タバコ用巻紙」という字が法文に現われなければ、これはごく例外的な場合でございまして、広く製造タバコ用巻紙を輸入するといふ趣旨ではないのでございまして、具体的な場合は、たとえばラッキー・ストライクとかチェスター・フィールドとかいう式に、もう製品の形になつて、火をつければのめるといふ形の製造タバコであれば、もうそれだけでいいわけでありまして、たとえ中身だけがカンに入つていて、カンにこういうふうな紙つべらがついていて、のむ人はのむ都度それで巻くといふふうな、ごく特殊なカン入りの製造がありまして、そういうふうなカンについている紙、これは條文上は「製造タバコ用巻紙」といふことになりまして、で、やむを得ずこういうふうな字が出た、こういうわけでありまして、そういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○深澤委員 それからも一つの問題は、こういうふうな法文について、外国タバコが日本に流れることに對しましては、これは従来も非常な努力をされておるわけですが、事實の問題といたしましては、これは外

國タバコの国内における販売といふのは、公然の事実の上になつてゐるのであります。その上に、これは先般、私も流れ出る根拠については、沖縄等から鹿児島等に大量的に流れて来るといふような説明を、久米さんか

らもお伺ひしたのでありますが、もちろんその取締りについては、私は非常に困難であらうとも考えます。ところが第三條第四項の、松屋さんが指摘しておりましたように、合衆国軍事郵便局を通じて、これは法文上から行きまして、無制限にある個人に對して一週間に二回でも三回でも送れるといふ、この法文の解釈によつて、日本の国内に外国タバコが必要以上に流れ込む危険性がある。必要以上に多く流れ込んで来れば、それがどういふルートかを通じて、日本の国内にまた流れるという可能性があるのであります。従つてこの第三條第四項の合衆国軍事郵便局を通じて郵送される場合に、ある程度の制限を設ける必要があるといふことは、これは所得税の場合その他の場合におきましても、われ／＼は主張して来たのであります。が、タバコの場合においても同様の趣旨の法文になつておりますので、これは現在外国タバコの国内における取締りを厳重にされても、こういう法文によつて、合法的に今後外国タバコが必要以上に流れて来るといふことになると思ひます。そうすると、ますます取締りの上において、困難を来すという結果になると思ひます。この点についておそろく専売局として、相当これは頭を悩まされなければならぬ問題であると思ひます。が、久米さんはこの点についてどういふふうに考へておられますか。

○久米政府委員 合衆国軍事郵便局を通じて郵送される場合に、この場合を、行政協定の関係上、この場合を全然認めないわけにも参らぬわけでございます。まして、その必要量といふものは、向うとの折衝でいろいろ話し合

したわけでありまして、一回の量を二百本以内の紙巻タバコ、または二百グラム以内のパイプ・タバコその他といふような式に規定いたしますれば、大体のところはこれで満足していいのではなからうか。それからなおこの軍事郵便で来ます場合には、アメリカですでに納税されておるので、その原価に納税されておるので、その原価といふものは高いわけでございます。日本のPXで買つ場合よりは格段に高い値段でございます。これが濫用される實際的な面はあまりないと思ひます。値段が高いがゆゑに、實際に濫用されることはあまりない。結局クリスマスのときのプレゼントとか、誕生日のときに、アメリカにある親戚の者から送つて来るとか、友人から送つて来るとか、そういうふうなきわめて少い場合だけしか現実には起らない。大体そう見ておきます。

○深澤委員 軍事郵便を通じて、合衆国軍隊の構成員その他の家族、軍属等に送つて来る、郵送される荷物の一個一個の最高限度の量、それはどのくらいになつてゐますか。

○久米政府委員 今はつきりした重量は覚えておりませんが、五キロや十キロのものは重量としては可能であります。もう少し多かつたかと思ひます。

○小山委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

第十三 衆議院大蔵委員會議録第三回國會 十一号中正誤

頁 誤、正

二 誤、正

第十三 衆議院大蔵委員會議録第四回國會 十二号中正誤

頁 誤、正

一 誤、正